入居者生活保証制度加入申請用

公益社団法人全国有料老人ホーム協会　殿

入会申込書 兼 誓約書

入居者生活保証制度 加入申請書

当法人は、協会会員規程第5条に該当せず、また、協会の定款、倫理綱領、会員規程、会費等規則及び入居者生活保証制度加入審査等規程等を遵守するとともに、事業関係法令並びに自治体が「有料老人ホーム設置運営指導指針」において義務付ける規定を遵守することを誓約し、以下のとおり入会、入居者生活保障制度への加入・ホーム登録入会を申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人名）

（代表者名）



※協同設置の場合はすべての法人のご記名･ご捺印が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 今回申し込む会員資格 | （該当するものに☑） |
| 今回登録するホーム(住宅)の正式名称  ※行政手続き上の正式名称をご記入ください。 |  |
| 添付書類  　※②の加入申請概要書は電子メールでも  ご送信いただきます。  　　アドレスは加入審査担当まで  お問い合わせください。 | ①申請書添付書類  ②入居者生活保証制度加入申請概要書  ③長期事業計画書（資金収支計画書、損益計画書）  ④法人概要書（会社案内等）及び登録するホームのパンフレット等 |
| 協同設置の場合の代表法人名 | （本協会会員としての権利を代表する法人名を記載してください） |

|  |
| --- |
| ※会員規程  （会員の不適格事項）  第５条 会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合を会員の不適格事項とする。  （１）会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  （２）会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わっておらず、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  （３）会員会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、　その届出の日から５年を経過しない者であるとき。  （４）会員が、関係法令に基づく事業運営等に関し、不正又は著しく不当な行為をしていたこと又はしていることが判明したとき。  （５）会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき。  （６）前各によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。  （７）過去に第１号から第６号に該当する不適格事項が存在した会員が、当該不適格事項及びこれに類する事項について十分な再発　防止策を講じておらず、又はかかる再発防止策を維持していないと認められるとき。 |